

熊本地震と医療・教育現場の被災状況

平成二十八年熊本地震における 災害支援ナースの活動について



熊本看護協会前会長・日本看護協会地区理事
高島和歌子

平成二十八年熊本地震では、熊本県看護協会は、二回目の地震（本震）の翌日四月十七日から日本看護協会及び全国都道府県看護協会との連携のもと、災害支援ナースの派遣を開始しました。熊本県看護協会は平成二十五年三月二十九日に県と「大規模災害における災害支援活動に関する協定書」を締結しています。

前震の翌日には災害対策本部を立ち上げ、現地視察や情報収集に努めており、その日のうちに県から「災害支援ナースの派遣要請」があり、災害支援ナースとして活動できる看護職の募集とチーム編成を開始しました。

熊本県看護協会の「災害支援ナース」として登録されている県内看護職約一三〇人のうち、被害の少ない県内北部や南部に居住する登録者に所属する病院・施設の長や看護部長の許可を得て、益城町を中心とした六つの避難所での避難住民の健康管理の要請に応じていただきました。また、数日後には益城町以外の避難所での看護ニーズが高まり、災害支

援ナースの派遣は、日本看護協会の調整のもと、熊本県以外の九州圏内六県、そして九州圏外の一都・二府・六県の看護協会からの派遣へと拡大し、六月十四日まで途切れることなく、熊本県の看護職延べ二七三人、県外看護職延べ一六八八人が活動しました。

多くの避難所では、厚生労働省や日本医師会、日本赤十字社等の医療団体をはじめとするたくさんの方々の支援チームが夕方遅くまで活動されました。災害看護ナースは、災害看護に関する研修を受講し各都道府県看護協会に登録しています。被災地へは「自己完結型」装備で、原則避難所に常駐し避難住民の健康管理にあたります。多くの支援チームが毎日の活動を終えた後も、避難所で崩壊家屋等の片付けによる小さなけがの手当て、慢性疾患の様子観察、時には急病時の医療施設への連絡、感染管理、食中毒予防、車中泊の人や避難所でのエコノミー症候群予防に努めました。また、五月中旬以降は、避難生活が長期にわたる弊害を防止

し、住民本来の自立を促し日常性を取り戻すような呼びかけを行い、六月中旬に派遣の終了となりました。熊本県看護協会は、今年度の残り八か月、仮設住宅で暮らす被災者へのケアや県内の看護管理者・看護職の心身の回復に役立つ活動、災害支

援ナースの増員と研修強化を念頭に、保健医療福祉団体と連携のもと、質の高い看護を提供できるように県内看護職を応援してまいります。最後に、肥後医育振興会の今後の益々の発展をお祈りいたします。平成二十八年七月吉日

2016熊本地震災害支援ナースの活動から



健康相談・エコノミー症候群予防呼びかけ



避難所での巡回と生活援助



要介護避難住民のケア

